

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：99999
研究種目：奨励研究
研究期間：2021～2021
課題番号：21H03918
研究課題名 高校生を対象としたハンセン病に関する人権教育教材の開発と人権教育の実践

研究代表者

田中 見佳 (TANAKA, Mika)

愛知県立知立高等学校・教諭

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 470,000円

研究成果の概要：本研究の目的は、令和2年度奨励研究で作成したハンセン病を題材とした教材冊子を使用し、高等学校において人権教育を行い、教材冊子の改訂と指導者向けの教材冊子の手引きを作成することであった。

本校生徒を対象に教材冊子を使用した授業実践を行い、考察から得られた知見と国立ハンセン病療養所久光明園の現地調査で得られた知見を基に教材冊子の改訂を行うことができた。また、教材冊子を幅広く活用してもらえるように指導者用手引きも作成した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、学習指導要領に示されている社会的見方・考え方の一つである「効率と公正」の視点からハンセン病患者の強制隔離政策について多面的・多角的の考察させることを通じて、人権教育を行うことができた。この際、中学校で習得した公正の中の「機会の公正さ」に着目し、新たにカントの義務論からの視点を提起した。

学校現場において教員は人権教育を担う責務がある。担当教科に関わりなく幅広く教材冊子を活用してもらえるように指導者用手引きを作成した。教材冊子と指導者用手引きは、高等学校における人権教育推進の一助となるものである。

研究分野：公民科教育法

キーワード：ハンセン病教材冊子 効率と公正 高等学校における人権教育

1. 研究の目的

本研究の目的は、令和2年度奨励研究(研究課題名:高等学校を対象とした人権教育教材の開発ーハンセン病を題材とした教材冊子の作成ー)で作成した教材冊子を使用し、高等学校において人権教育を行い、教材冊子の改訂を行うことである。これに加え、指導者向けの教材冊子の手引きを作成することである。

2. 研究成果

研究成果として以下の2点が挙げられる。

(1)教材冊子の改訂

①教材冊子を使用した授業実践に基づく改訂

2021年9月～11月にかけて、本校第1学年生徒189名と第2学年生徒20名を対象に公民科の授業において作成した教材冊子を用いて全11時間に渡る授業実践を行った。学習指導計画と事前・事後アンケートの結果は以下に示す通りである。

[学習指導計画(全11時間)]

時限	時間数	学習内容
導入	1	単元を貫く問い「なぜ偏見や差別はなくなるのか。」 ・日本国憲法で保障されている「法の下での平等」とは何を意味しているのか。
1	3	ハンセン病と療養所 ～ハンセン病患者に対する偏見や差別と人権侵害～ ・ハンセン病とはどのような病気か。 ・ハンセン病患者に対して、なぜ偏見や差別が生まれたのか。 ・ハンセン病療養所の入所者に対して、どのような人権侵害があったか。
2	1	ハンセン病患者に対する強制隔離政策の是非 ～強制隔離政策をめぐる対立～ ・国は、どのタイミングでハンセン病患者の強制隔離政策を廃止すべきであったか。
3	1	無らい県運動～戦前と戦後の無らい県運動の比較～ ・無らい県運動とはどのような運動か。 ・ハンセン病患者とその家族に対して、さらなる偏見や差別が助長された要因は何か。
4	3	グループによる朗読劇の創作活動「もし自分の家族がハンセン病になったら」～偏見や差別を他人事から自分事へ～ ・もし自分の家族がハンセン病になったら、療養所へ入所させるか。
5	1	今なお残るハンセン病患者に対する偏見や差別 ～黒川温泉ホテル宿泊拒否事件～ ・らい予防法が廃止されハンセン病国家賠償訴訟で元患者は勝訴したが、なぜ今も元患者に対する偏見や差別がなくなるのか。
まとめ	1	社会における偏見や差別 ～偏見や差別をなくすためには何が必要なのか～ ・「私の人権宣言」

[事前・事後アンケート結果]

Q1【事前アンケート】もし、自分がハンセン病患者であったならば療養所に強制隔離されることに賛成か反対か

賛成 46%	反対 54%
--------	--------

Q2【事前アンケート】もし、家族や大切な人がハンセン病患者であったならば療養所に強制隔離されることに賛成か反対か

賛成 30%	反対 70%
--------	--------

Q3【事後アンケート】教材冊子によるハンセン病に関する講義を受けて、ハンセン病患者を療養所へ強制隔離することについて賛成か反対か

賛成 40%	反対 60%
--------	--------

Q4【事後アンケート】教材冊子のグループワーク(中学1年生の清がハンセン病になり、清を療養所へ入所させるかを話し合い、結論を出す家族の物語を創作)を通して、清は療養所へ入所した方が良いか入所する必要はないか

賛成 73%	反対 27%
--------	--------

Q5【事後アンケート】ハンセン病患者を療養所へ強制隔離した国の政策についてどのように考えるか ※1960年:WHOが外来治療と差別の撤廃を提唱した年

1960年以前も以降も賛成 10%	1960年以前も以降も反対 38%
1960年以前は賛成、1960年以降は反対 26%	賛成・反対どちらともいえない 26%

Q1～Q3は、個人の判断によるが、Q4は他者との話し合いによる結果である。対立から合意、つまり意思決定をする際、効率を優先させる傾向があるのではないかといえる。その判断基準が学習指導要領で社会的な見方・考え方と例示されている「効率と公正」である。効率とは社会全体で無駄を省く、より少ない資源を使って社会全体で大きな成果を得ることであり、公正とは手続きの公正さ・機会の公正さ・結果の公正さを意味する。

中学校において習得した公正の概念を深化させるために、本研究では義務論からの公正に着目した。効率を優先したり、あるいは社会正義を考える際、個人ではなく、個人の総和である社会を優先したりすると少数者が不利益を被る場合がでてくる。そこで、機会の公正さに注目し、これを強化するものとして、カントの義務論を援用することができるのではないかと考えた。カントのいう人格とは、道徳法則を構成する基本形式である。無条件性と普遍性を有する道徳法則を具体的に規定するために、人格の要件を外すことはできない。定言命法であることと、各人を手段としてではなく、それ自体目的とみなすことが道徳法則を具体的に構成していく上での形式的条件となる。

カント的公正は、学習指導要領の解説の記述にある社会的公正と対立するものではなく、また相互に独立に立てられるものではないといえる。むしろ公正の概念の内実をより豊かに規定していく際の一つの視点、論理的根拠となると考えられる。

強制隔離政策の是非は、中学校の時に学習した「効率と公正」の概念的枠組みを活用し、判断することができる。ハンセン病がどのような病気か分からず、ハンセン病に対する誤解や十分な治療がなされず目に見える部分に症状が現れ、それらに起因するハンセン病患者に対する偏見や差別が激しかった時代、ハンセン病の治療が療養所に限定されていた時代の強制隔離政策は社会全体の利益を考慮すると効率、幸福・正義とみることができる。また、患者を療養所に集め治療するということは、医療資源を無駄なく活用し、ハンセン病の研究を遂行するという観点から強制隔離政策は効率といえる。一方、療養所への強制隔離をハンセン病患者の視点から考えると、同じ境遇の人と生活を共にすることにより、社会からの偏見や差別から逃れられるという、一見、効率的であるとみることができる。

しかし、患者の強制隔離を規定した1931年・1953年の癩予防法は公正とはいえない。これは「機会の公正さ」を欠いている。つまり「不利益を被っている人がいない」とは言えない状況である。療養所へハンセン病患者を強制隔離することは、教育を受けることや職業選択、結婚、居住の自由といった日本国憲法で保障されている人権の侵害に他ならない。社会全体の幸福を優先させることにより、社会における少数者であるハンセン病患者の人権侵害が発生するという状況、つまり機会の公正さを欠く強制隔離政策は、カント的公正にも反することとなる。強制隔離政策はハンセン病患者らを一人の尊厳すべき人格として扱っていないといえる。

授業実践の成果は以下の二点である。一点目は、事後アンケートのQ4から意思決定をする際、効率を優先させる傾向が見られたが、中学校の時に学習した「機会の公正さ」をカントの義務論からの公正を提示・理解させることにより、公正の概念を深化させることができた。二点目は、強制隔離政策の是非について感情のみではなく、習得した知識を基にして「効率と公正」、「幸福・正義・公正」を判断基準として多面的・多角的に考察させることを通して、人権尊重の態度の育成につなげることができた。

しかし、教材冊子の前頁を使用した授業実践を行うことは授業時数確保の観点から困難である。そこで、内容を精選し頁数を減らしたが、判断基準のポイントとなる「効率と公正」の解説を新たに記載した。

②国立ハンセン病療養所 邑久光明園の現地調査で得られた知見を追加

岡山県瀬戸内市の長島には国立ハンセン病療養所が2カ所ある。2022年11月に邑久光明園を訪れ、施設見学及び学芸員への聞き取り調査を行い、邑久光明園の紹介及び監禁された人々の苦しみを表している落書き等の写真を掲載した。また、療養所の存在を後世へ伝えるため、世界遺産登録を目指した動きがある。しかし、課題が山積しており、このことも新たに掲載した。

(2)教材冊子の指導者用手引きの作成

人権教育は公民科の教員だけではなく、すべての教員が行う責務がある、しかし、どのように行ったら良いのか戸惑っている教員が多いのではないかと。そこで、担当教科に関係なく筆者が作成した教材冊子を活用してもらえるように指導者用手引きを作成した。その際、本校の地歴・公民科以外の教員や他校の公民科の教員に教材冊子に対する意見を聞き、手引書作成の参考にした。

実践から得られた知見と現地調査により得られた知見を踏まえ、教材冊子の改定と指導者用手引きの作成をすることができた。しかし、他校において教材冊子を使用した授業実践を依頼したが授業時数確保の観点から断られたり、コロナウイルス感染症拡大の影響により、療養所に入園されている方への聞き取り調査を行うことができなかつたりした。

本研究で作成した教材冊子及び指導者用手引きを人権教育において活用してもらえる方策を考えていきたい。

主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田中見佳
2. 発表標題 高等学校公民科における社会的な見方・考え方を働かせる授業開発 - 「効率と公正」の視点からハンセン病患者の強制隔離政策を考察する授業実践を通して-
3. 学会等名 日本社会科教育学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

筆者作成教材「瀬戸内の波音に耳を澄ませば」及び指導者用手引き

研究組織（研究協力者）

氏名	ローマ字氏名
----	--------